

熊本県生活基盤施設耐震化等補助金（水道施設関連事業）交付要項

（趣旨）

第1条 熊本県生活基盤施設耐震化等補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において、「平成29年3月31日厚生労働省発食0331第27号厚生労働事務次官通知の別紙「生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱」第6に定める事業に充てるため、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、災害時における水道水の安定供給、水道事業の経営基盤強化等を図るために地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組等を支援することにより、県民生活の基盤を強化するとともに公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要項における用語の定義等は、次の各号に定めるところによる。

（1）補助対象事業

「平成29年3月31日健発0331第24号、生食発0331第27号の別紙「生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領」（以下「交付金取扱要領」という。）第3に該当する事業とする。

（2）補助対象事業者

交付金取扱要領第2に規定する要件に該当する事業者とする。

（3）その他

上記の他、この補助金における用語の定義等は、交付金取扱要領第1及び第4に規定するものとする。

（補助額の算定方法）

第4条 交付金取扱要領第7で定める算定方法によるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項の補助金の交付申請は、次により行うものとする。

（1）別記第1号様式による申請書に係る書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

（2）補助対象事業者は、前号の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律

第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第3号に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次のアからウのいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第2号様式を知事に提出し承認を受けなければならない。

ア 事業の内容の変更であって、主要な構造物(取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設(管きよを除く。))をいう。)について、次の事項を変更しようとする場合

a 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

b 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

c 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計(変更設計を含む。)に基づく工事の程度を著しく変更するもの

イ 管きよ(構造物の附帯設備である管きよを除く。)にあつては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の30%以上の増減が生じた場合

ウ 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合

a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

(2) 次のアからエのいずれかに該当するときは、速やかに別記第3号様式により知事に報告してその指示を受けなければならない。

ア 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

イ 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合

ウ 補助対象事業が災害を受けた場合

エ 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別記第3号様式及び別記第4号様式に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを知事に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 知事は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財

産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産については、規則第21条第2項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30政令255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(以下「厚労大臣が定めた期間」という。)を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管に当たっては、次によらなければならない。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第5号様式による調書を作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚労大臣が定めた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚労大臣が定めた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第6号様式により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業等の内容変更等の変更事由は、第6条第1項第1号に掲げるものとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第2号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等

の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは別記第7号様式により、補助金の額に変更を生じないときは別記第8号様式により行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、別記第3号様式及び別記第4号様式に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付して、知事に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業期間等の変更)

第10条 補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに別記第3号様式により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) やむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合
- (2) 当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合
- (3) 災害を受けた場合
- (4) 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条の規定により申請を取り下げる場合は、取り下げる理由を記載した書面を知事あてに提出するものとする。

2 前項の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとし、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第9条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

2 事業が翌年度にわたるときは、当該年度の3月31日までに別記第10号様式による年度終了実績報告書を、知事に提出するものとする。

3 補助対象事業者は、第5条第1項第2号ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第11号様式により行うものとする。

(補助金の請求等)

第14条 規則第16条第1項の請求書は、別記第12号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、別記第13号様式によるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、第5条第1項第2号ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等相当額が確定したとき(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、その金額(第12条第4項の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額)を別記第14号様式により速やかに、遅くとも交付対象事業完了日の属する年度の翌々年度の5月31日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、消費税等相当額の返還を命ずる。

附 則

1 この要項は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 この要項は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

3 この要項は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

4 この要項は、令和2年6月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

5 この要項は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

熊本県知事 様

(地方公共団体の長
法人名及び代表者名)

年度生活基盤施設耐震化等補助金 (水道施設関連事業) の交付
申請について

標記の補助金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 . 申請額 金 円也
- 2 . 補助対象事業名 :
- 3 . 事業区分 大事項 :
中事項 :
小事項 :
- 4 . 事業の施行目的 (理由) 及び効果
- 5 . 水道 (水道用水供給) 事業認可年月日及び番号
- 6 . 事業計画調書 別記第 1 号別紙 (1) 様式
- 7 . 事業費所要額調書 同 (2) 様式
- 8 . 算定基準による算定額明細書 同 (3) 様式
- 9 . 財源調書 同 (4) 様式
- 1 0 . 工事工程表 同 (5) 様式
- 1 1 . 添付書類
(1) 歳入歳出予算書の写し
(2) 設計図面
(3) その他必要な参考資料

(記載上の注意)

P F I 事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別紙 (1)、(2)、(4)
及び (5) を作成するとともに、P F I 事業により取得する施設の整備に要する費用
の内訳について別紙 (3) を作成し、添付すること。

また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、
割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び後年度にわたる債務の負担につい
て、議会で議決されていることを証する書類を添付すること。

別記第1号別紙(1)様式

事業計画調書

[水道施設等耐震化事業の場合]

(水道未普及地域解消事業・簡易水道再編推進事業・生活基盤近代化事業)

1. 事業概要

- (1) 事業認可年月日 年 月 日
- (2) 給水区域 郡市 町村 地区
- (3) 計画給水人口及び1人1日最大給水量

区分	計画給水人口	1人1日最大給水量	1日最大給水量
一般住民	人	ℓ	m ³
学校			
旅館			
官公署			
病院			
その他			
計			

注) 計画給水人口欄には、上段()書きにより給水人口を記載すること。

事業計画調書

(緊急時給水拠点確保等事業費)

1. 水道(水道用水供給)事業の概要

- (1) 事業認可年月日 年 月 日
- (2) 目標年次 年度
- (3) 計画給水人口 人
- (4) 計画1日最大給水量 m³/日
- (5) 実績給水人口 人
- (6) 実績1日最大給水量 m³/日
- (7) 資本単価 円/m³

2. 緊急時給水拠点確保等事業の内容

(1) 配水池、緊急時用連絡管、貯留施設の場合

既設配水池の概要				今回整備計画			
配水池名	容量	整備年月		配水池容量 増加量	箇所数 容量	力所	
	m ³					m ³	
				整備後の計画1日最大給水量 に対する時間換算容量		時間分	
				関連施設 整備の概要	送水管		m
					配水管		m
					その他		
計							
計画一日最大給水量 に対する時間換算容量			時間分	工期			
年度別 事業 計画	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補助対象事業費						
	補助基本額						
	補助率						
	補助額						
	事業の概要						

(記載上の注意)

配水池・貯留槽は、形状・寸法・容量を記載すること。
その他の欄には緊急遮断弁等について記載すること。

(2) 緊急遮断弁の場合

緊急遮断弁及び設置箇所の概要							
設置施設名	容 量	施設の設置年月日	口 径	検地装置	駆動装置	可撓管の有無	
年 度 別 事 業 計 画	区 分	全体事業費	前々年度	前 年 度	前年度まで計	今 年 度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補助対象事業費						
	補 助 基 本 額						
	補 助 率						
	補 助 額						
	事業の概要						

(3) 大容量送水管の場合

口 径	既設管の管種・延長	復旧管の管種・延長	新設管の管種・延長	備 考			
延長計	m	m	m				
年 度 別 事 業 計 画	区 分	全体事業費	前々年度	前 年 度	前年度まで計	今 年 度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補助対象事業費						
	補助基本額						
	補助率						
	補助額						
事業の概要							

(4) 重要給水施設配水管の場合

口 径	新設管の管種・延長	備 考					
延長計	m						
年 度 別 事 業 計 画	区 分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 助 対 象 事 業 費						
	補 助 基 本 額						
	補 助 率						
	補 助						
	事 業 の 概 要						

(記載上の注意)

年度別事業計画欄は、今回申請に係る重要給水施設への配水管、導水管、送水管についてのみ記載することとし、事業の概要の項は、各年度ごとに実施された（予定を含む。）事業の内容及び事業量を簡潔に記載すること。

(5) 基幹水道構造物の耐震化事業の場合

基幹水道構造物の耐震化事業の概要							
施設名	施設の設置年月日	有効容量	総事業費(補強)	総事業費(改築・更新)	備考		
年度別事業費	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補助対象事業費						
	補助基本額						
	補助率						
	補助額						
	事業の概要						

(記載上の注意)

1. 備考には、採択した事業の種別(補強又は改築・更新)を記入すること。
2. 改築・更新事業の場合、補助基本額の欄には、厚生労働大臣が認めた基準事業費と当該事業に要する総事業費から寄附金その他の収入額(給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。)を控除した額を比較していずれか少ない方の額を記入すること

事業計画調書

(水道管路耐震化等推進事業)

(老朽管更新事業、水道管路緊急改善事業、管路近代化事業及び鉛管更新事業の場合)

- 1. 事業名 (市 事業)
- 2. 給水人口 人
- 3. 資本単価 円 / m³
- 4. 管路総延長 m
- 5. うち鉛管延長 m
- 6. 旧管路の処分方法

7. 水道管路耐震化等推進事業費(基幹管路耐震化整備事業を除く)の概要

年度別事業計画	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降	
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		補助対象事業費						
		補助基本額						
		補助率						
		補助額						
	事業の概要							

(記載上の注意)

- 1 1については老朽管更新事業(ダクタイル鋳鉄管除く)、老朽管更新事業(ダクタイル鋳鉄管)、管路近代化事業及び鉛管更新事業の別を記入し、それぞれ別業とすること。
- 2 2、4及び5については、事業計画策定時の現在給水人口、管路総延長を記入すること。

事業計画調書

(基幹管路耐震化整備事業の場合)

- 1. 事業名
- 2. 給水人口 人
- 3. 資本単価 円/m³

口 径	既設管の管種・延長	復旧管の管種・延長	新設管の管種・延長	備 考			
延長計	m	m	m				
年 度 別 事 業 計 画	区 分	全体事業費	前々年度	前 年 度	前年度まで計	今 年 度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補助対象事業費						
	補助基本額						
	補助率						
	補助額						
事業の概要							

事業計画調書

[水道事業運営基盤強化推進等事業の場合]
(水道事業運営基盤強化推進事業)

1 補助事業者名

2 水道事業の概要

(1) 水道事業体名

統合前は複数事業者、統合後は一事業者を記載

(2) 事業認可年月日 年 月 日

又は、統合合意年月日 年 月 日 統合予定年月日 年 月 日

(3) 事業年度 年度～ 年度

3 水道事業運営基盤強化推進事業の概要

統合計画区域

統合前の事業者

記入例

【上水道】 市水道事業 (給水人口 人、資本単価 円)
町水道事業 (給水人口 人、資本単価 円)

統合後の事業者

記入例

【上水道】 水道企業団 (計画給水人口 人、計画一日最大給水量 m³/日)

4 事業計画 (補助対象事業)

(単位:千円)

	広域化事業		運営基盤強化等事業	
	補助対象 事業費	施設整備の概要	補助対象 事業費	施設整備の概要
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
合 計				

補助対象事業費欄には、上段 () 書きに実績値、下段に計画値を記入。

5 事業内容

年度別事業計画	区 分	全体事業費	初年度 ～前々年度	前 年 度	前年度まで計	今 年 度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 助 対 象 事 業 費						
	補 助 基 本 額						
	補 助 率						
	補 助 額						
	事業の概要						

(記載上の注意)

- 1 水道事業にあつては計画給水人口、実績給水人口を、水道用水供給事業にあつては計画1日最大給水量、実績1日最大給水量を記載すること。
実績値については、給水人口にあつては前年度末時点、一日最大給水量は前年度の数値を使用すること。
- 2 運営基盤強化等事業費(補助対象事業費)の総額は、広域化事業費(補助対象事業費)の総額を上限とする(年度間調整は可)。
- 3 年度別事業計画欄の事業の概要の項は、今回申請に係る水道事業運営基盤強化推進事業についてのみ記載することとし、当該年度の事業の内容及び事業量を施設区分毎に、各工種を具体的に記載すること。
- 4 別記第1号別紙(2)様式以下について、広域化事業と運営基盤強化等事業はそれぞれ別葉で提出すること。

事業計画調書

(水道広域化施設整備費)

(1) 特定広域化施設・一般広域化施設の場合

1 水道(水道用水供給)事業の概要

事業名		〇〇地域用水供給事業第2次拡張事業				事業区分		上水道・用水供給事業	
区分	有収水量 A	資本費 B	受水分資 本費 C	経営費 D	用水単価 (B+C+D)/A	資本単価 (B+C)/A	補助率	旧資本単価	給水開始年月
前年度値	千m ³	千円	千円	千円	円/m ³	円/m ³		円/m ³	一部 年月
今年度値									全部 年月
水道 (水道用水供給) 事業概要	事業名	事業認可 年月日	工期	目標年次	計画給水 人口	計画1人1日 最大給水量	計画1日 最大給水量	事業費	主な事業内容
	創設		~		人	ℓ	m ³	千円	
	第1次拡張								
今回 事業	区分	全体事業費	左のうち 補助対象事業費		事業概要		水 源 種 別 内 訳	種類・名称	取水量 m ³ /日
	貯水施設	千円	千円						
	取水施設								
	導水施設								
	浄水施設								
	送水施設								
	配水施設								
	用地補償費								
	調査費								
	事務費								
	その他								
合計									

(記載上の注意)

- 1 交付取扱要領別表第1の補助採択基準欄のただし書きに該当する場合は、「旧用水単価」を記載すること。
- 2 水源種別内訳欄の取水量は、今後の予定についても()書きで記載すること。

2 水道広域化施設整備費事業の概要

市町村名	事業数			計画								実績	
	上水	簡水	計	目標年次	給水人口	1人1日最大給水量	1日最大給水量	取水量				給水人口	1日最大給水量
								自己水源			用水供給		
								地表水	地下水等	計			
					人	ℓ	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	人	m ³
合計													
年度別事業計画	区分		全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降					
	総事業費		千円	千円	千円	千円	千円	千円					
	補助対象事業費												
	補助基本額												
	補助率												
	補助額												
事業の概要													

(記載上の注意)

- 1 末端給水を行う特定広域化施設整備事業にあつては、市町村名欄に給水対象市町村名を記載し、その他の欄については、合計欄に一括に記載すること。
- 2 事業数、計画及び実績欄は前年末現在の数値を記載し、用水供給事業の目標年次までに事業認可(変更を含む。)が予定されているものについては、最終値を()書きで併記すること。
- 3 年度別事業計画欄は、今回申請に係る水道広域化施設整備費についてのみ記載することとし、事業の概要の項は、各年度ごとに実施された(予定を含む。)事業の内容及び事業量を簡潔に記載すること。

事業計画調査

(2) 広域化促進地域上水道施設の場合

1 水道事業の概要

事業名		〇〇区域用水供給事業第2次拡張事業							
区分	有収水量 A	資本費 B	受水分資 本費 C	経 営 費 D	用 水 単 価 (B+C+D)/A	資 本 単 価 (B + C)/A	補 助 率	旧 資 本 単 価	給水開始年月
前年度値	千m ³	千円	千円	千円	円/m ³	円/m ³		円/m ³	一 部 年 月
今年度値									全 部 年 月
水 道 事 業 概 要	事業名	事業認可 年 月 日	工 期	目標年次	計 画 給 水 人 口	計 画 1 人 1 日 最大給水量	計 画 1 日 最大給水量	事 業 費	主な事業内容
	創 設		~		人	ℓ	m ³	千円	
	第1次拡張								
今 回 の 事 業	区 分	全体事業費	左 の う ち 補助対象事業費		事 業 概 要				
	貯 水 施 設	千円	千円						
	取 水 施 設								
	導 水 施 設								
	浄 水 施 設								
	送 水 施 設								
	配 水 施 設								
	用 地 補 償 費								
	調 査 費								
	事 務 費								
そ の 他									
合 計									

(記載上の注意)

交付金取扱要領別表第1の補助採択基準欄のただし書きに該当する場合は、「旧資本単価」を記載すること。

事業計画調書

(水道広域化促進事業費の場合)

- 1 補助事業者名
- 2 水道(水道用水供給)事業の概要
 - (1) 水道事業体名
統合前は複数事業者、統合後は一事業者を記載
 - (2) 事業認可年月日 年 月 日
又は、統合合意年月日 年 月 日 統合予定年月日 年 月 日
 - (3) 事業年度 年度～ 年度

- 3 水道広域化促進事業の概要

統合計画区域

統合前の事業者
記入例
【用水供給】 用水供給事業団(一日最大給水量 m³/日)
【上水道】 市水道事業(給水人口 人、資本単価 円)
 町水道事業(給水人口 人、資本単価 円)

統合後の事業者
記入例
【上水道】 水道企業団(計画給水人口 人、計画一日最大給水量 m³/日)

4 事業計画(補助対象事業) (単位:千円)

	経年施設更新事業		統合関連事業	
	補助対象 事業費	施設整備の概要	補助対象 事業費	施設整備の概要
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
合 計				

補助対象事業費欄には、上段()書きに実績値、下段に計画値を記入。

5 事業内容

年度別事業計画	区 分	全体事業費	初年度 ～前々年度	前 年 度	前年度まで計	今 年 度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 助 対 象 事 業 費						
	補 助 基 本 額						
	補 助 率						
	補 助 額						
	事業の概要						

(記載上の注意)

- 1 水道事業にあっては計画給水人口、実績給水人口を、水道用水供給事業にあっては計画1日最大給水量、実績1日最大給水量を記載すること。
実績値については、給水人口にあっては前年度末時点、一日最大給水量は前年度の数値を使用すること。
- 2 統合関連事業費(補助対象事業費)の総額は、経年施設更新事業費(補助対象事業費)の総額を上限とする(年度間調整は可)。
- 3 年度別事業計画欄の事業の概要の項は、今回申請に係る水道広域化促進事業費についてのみ記載することとし、当該年度の事業の内容及び事業量を施設区分毎に、各工種を具体的に記載すること。
- 4 別記第1号別紙(2)様式以下について、経年施設更新事業と統合関連事業はそれぞれ別葉で提出すること。
- 5 交付金取扱要領別添3に定める添付書類を提出すること。

事業計画調書

(水道水源自動監視施設等整備事業)

1. 水道水源自動監視施設整備費の場合

- (1) 設置者
- (2) 機器設置場所
- (3) 監視を実施する水源名
- (4) 参画水道事業者等
- (5) 設置費用の負担方法
- (6) 供用開始予定日
- (7) 業務内容及び職員の配置(監視内容、監視体制、職員)
- (8) 運営方式及び運営費の負担方法
- (9) 事業計画

品名	規格	単位	数量	単価	金額	
					補助対象事業費	補助対象外事業費
				円	円	円
計						

2. 遠隔監視システム整備費の場合

統合する水道事業名							
統合(予定)年月日							
工期		年度～		年度(年間整備計画)	
監視項目							
年度別事業計画	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補助対象事業費						
	補助基本額						
	補助率						
	補助額						
事業の概要							

(記載上の注意)

事業の概要欄は、遠隔監視システムの概要及び導入する機器、設備等について簡潔に記載すること。

別記第1号別紙(2)様式

1. 事業費所要額調書

a	b	c	d	e	f	g	h	i	j(h-i)
種 目	総事業費	寄附金その他の収入額	単独事業費	差引額 b-c又はb-d のいずれか 少ない額	算定基準による算定額	補助 基本額 e又はfのい ずれか少な い額	補 助 所 要 額	仕入れに係 る消費税等 相当額	要補助金
本 工 事 費	円	円	円	円	円	円			
用地費及び補償費									
調 査 費									
事 務 費									
そ の 他									
合 計									

(記載上の注意)

- 1 本調書は、水道施設等耐震化事業緊急時給水拠点確保等事業のうち基幹水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業に限る。)の場合には使用しない。
- 2 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む)を記入すること。
- 3 「寄附金その他の収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既設施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 4 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植樹、その他当該水道施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用及び交付金取扱要領別表第5に定める以外の事業費並びに事業実施計画上補助対象外とした経費を記入すること。
- 5 「差引額」欄には、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 6 「算定基準による算定額」欄には、別記第1号別紙(3)様式による算定額を種目別に記入すること。
- 7 「補助基本額」欄には、種目別に「差引額」又は「算定基準による算定額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 8 「補助所要額」欄には、「補助基本額」に交付金取扱要領別表第1及び別表第2に定める補助率を乗じて得た額を記入し、千円未満は切捨てること。
- 9 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 10 「要補助金」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、「補助所要額の合計」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「補助所要額」を記入すること。
- 11 「特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金及びこれに準ずる多目的ダム等の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用」については、「種目」欄の区分を「負担金」又は「分担金」と記入すること。
- 12 種目「その他」欄には、交付金取扱要領別表第5に定める以外の事業費(例えばPFI事業、建設利息等)を記入すること。

2. 水道施設等耐震化事業緊急時給水拠点確保等事業のうち基幹水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業に限る。)所要額調書

a	b	c	d	e	f	g	h	i	j(h-i)
種 目	総事業費	寄附金その他の収入額	単独事業費	差引額 b-c又はb-d のいずれか 少ない額	基準事業費	選 定 額 e又はfのい ずれか少な い額	補 助 所 要 額	仕入れに係 る消費税等 相当額	要補助金
本 工 事 費									
用地費及び補償費									
そ の 他									
合 計									

(記載上の注意)

- 1 本表は、水道施設等耐震化事業緊急時給水拠点確保等事業のうち基幹水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業に限る。)の場合に記入すること。
- 2 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む)を記入すること。
- 3 「寄附金その他の収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既設施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 4 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植樹、その他基幹水道構造物の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用及び交付金取扱要領別表第5に定める以外の事業費並びに事業実施計画上補助対象外とした経費を記入すること。
- 5 「差引額」欄には、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 6 「基準事業費」欄には、基準事業費算定明細書(交付取扱要領別添1の別表)により算定した基準事業費を記入すること。
- 7 「国庫補助所要額」欄には、「選定額」に交付取扱要領別表第1に定める補助率を乗じて得た額を記入し、千円未満は切捨てること。
- 8 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 9 「要補助金」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、「補助所要額の合計」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「補助所要額」を記入すること。
- 10 種目「その他」欄には、調査費、事務費及び交付金取扱要領別表第5に定める以外の事業費(例えばPFI事業、建設利息等)を記入すること。

別記第1号別紙(3)様式

算定基準による算定額明細書

(水道施設等耐震化事業(生活基盤近代化事業増補改良のうち放射線量の確認を行うための分析機器整備事業及び緊急時給水拠点確保等事業のうち基盤水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業))・水道事業運営基盤強化推進等事業(水道水源自動監視施設等整備事業のうち水道水源自動監視施設整備費)を除く。)

工事費総括書

費 目	種 目 別	施 設 別	単 位	算 定 基 準 に よ る 算 定 額				備 考
				変 更 前		変 更 後		
				数 量	金 額	数 量	金 額	
工 事 費	本 工 事 費 (含 附 帯 工 事 費)	直 接 工 事 費 共 通 仮 設 費 (純 工 事 費) 現 場 管 理 費 (工 事 原 価) 一 般 管 理 費		円		円		
事 務 費 計	用 地 費 及 び 補 償 費 調 査 費 工 事 雑 費							

算定基準による算定額明細書

(水道施設等耐震化事業(生活基盤近代化事業増補改良のうち放射線量の確認を行うための分析機器整備事業)・水道事業運営基盤強化推進等事業(水道水源自動監視施設等整備事業のうち水道水源自動監視施設整備費)の場合)

品 名	規 格	単 位	変 更 前			変 更 後			備 考
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
				円	円		円	円	
計									

別記第1号別紙(4)様式

財源調書

総 事 業 費	財 源 内 訳					
	補 助 金	そ の 他 補 助 金	起 債 額	企 業 会 計 特 別 会 計	一 般 会 計	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- 1 PFI事業において、買収に要する費用を割賦払いの方法により、後年度にわたり支出する場合は、後年度支出分を上段()で別掲すること。
- 2 その他補助金欄は、本補助金以外の熊本県補助金等を記載すること。

別記第2号様式(第6、8条関係)

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

(地方公共団体の長
法人名及び代表者名)

年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)の変更
申請について

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請額 金 円(うち前回までの申請額 金 円)
2. 補助対象事業名:
3. 事業区分 大事項:
中事項:
小事項:
4. 変更の理由
5. 事業計画調書 別記第1号別紙(1)様式
6. 事業費所要額調書 同(2)様式
7. 算定基準による算定額明細書 同(3)様式
8. 財源調書 同(4)様式
9. 工事工程表 同(5)様式
10. 添付書類
(1) 歳入歳出予算書の写し
(2) 設計図面
(3) その他必要な参考資料

(記載上の注意)

- 上記4~8までの様式は、別記第1号別紙(1)~(5)様式を準用するものとし、当該変更部分上段に()書きで変更前の金額等を記載すること。
- 変更申請の設計図面は、変更する工種のみについて作成すること。
- PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別記第1号別紙(1)(2)、(4)及び(5)様式を作成するとともに、PFI事業により取得する施設の整備に要する費用の内訳について別記第1号別紙(3)様式を作成し、添付すること。

また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び後年度にわたる債務の負担について、議会で議決されていることを証する書類を添付すること。

別記第3号様式(第6、9、10条関係)

年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)事業状況報告書

(補助金交付要項第6条(2)工期の変更等及び第6条(3)事業の中止又は廃止の記載例)

番 号
年 月 日

地方公共団体の長
法人名及び代表者名

(a) 補助対象事業名						(b) 事業費				
事業						補助基本額		補助額		
						円		円		
(c) 事業着手 年月日	(d) 補助指令 済額	(e) 補助金受入調書				(f) 補助額繰越(不用)予定額				
		受入済額	受入予定額	計						
年月日	(イ) 円	円	円	(ロ) 円	(イ)-(ロ) 円					
(g) 3月31日まで事業費支出確定予定額の算出基礎						(h) 事業費繰越 (不用)予定額	(i) 事業完了 予定年月日			
(ハ) 事業費支出義務確定額			(ニ) 事業費 支払予定額			(ホ) 3月31日まで事業費支払確定予定額(ハ)+(ニ)				
支払済額	支払義務額	計	円			円		円		
円	円	円	円			円		円		
(j) 事業費支払確定予算額及び事業費繰越予算額内訳										
補助対象事業内容							事業費支払 確定予定額	事業費翌年度 繰越予定額又は 不用予定額		備考
種別	工種	品種	刑状寸法	数量	単位	金額	数量	金額	数量	金額
貯水	ダ ム					円		円		円
取水	取水口 取水ポンプ	P F C 立形斜洗 ポンプ	25.0×3.30m 口径50mm	2	連台		2			
導水	導水管	P S 管	1800mm	1170	m		1170			
浄水	分水井 急速ろ過池	R E C R E C	12.0m×9.0m 14.4m×11.2m	1	井池		1		8	
送水	送水ポンプ 送水管	両吸込渦巻ポンプ C I P	口径250mm 1100mm	4	台 m			0 0	4 2000	
小計										
附帯雑費 合計										
繰越又は不用となった理由										
その他の参考事項		補助基本額算出方式								

(記載上の注意)

- 1 補助金受入調書中受入予定額とは、当該期日(翌年度への繰越事業の場合は3月31日)までに事業費支出確定予算額に相当する補助額より受入済額を控除した額をいう。
- 2 事業費支出義務確定額(ハ)とは、補助対象事業がすでに完成された分(法律上の給付行為)に対する事業費の支出済額及び支払義務額(現在までの支払義務確定額)をいう。
- 3 事業費支出予定額(ニ)とは、補助対象事業の未完成部分について当該期日(翌年度への繰越事業の場合は3月31日)までに完成の見込ある事業に要する費用をいう。
- 4 事業費支払確定予定額(ホ)とは、(ハ)欄計及び(ニ)の合計額をいう。
- 5 事業費繰越(不用)予定額(h)とは、補助基本額より当該期日(翌年度への繰越事業の場合は3月31日)までに完成の見込ある事業に要する費用を減じた額である。
- 6 事業中止又は廃止したときは、「繰越又は不用となった理由」欄を「中止又は廃止となった理由」と読み替える。

別記第4号様式(第6、9条関係)

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

(地方公共団体の長
法人名及び代表者名)

年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)

事業中止(廃止)の承認申請について

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記1の事業について、
下記2の理由により中止(廃止)したいので申請します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 中止又は廃止の理由

別記第5号様式（第6条関係）

年度生活基盤施設耐震化等補助金（水道施設関連事業）調書

（地方公共団体）

県		地方公共団体											備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算科目	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	翌年度繰越額	うち補助金相当額		

（記載上の注意）

- 「県」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。ただし、知事が補助金等を交付要項又は補助条件等によって補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は知事の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載する。
- 「地方公共団体」の「科目」は歳入においては款項目節を、歳出にあっては、款項目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあっては前記1ただし書により県の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載する。
- 「予算現額」は歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金額についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に補助金額を内書き（ ）をもって附記すること。
- PFI事業において、買収に要する費用を割賦払いの方法により、後年度にわたり支出する場合は、後年度支出分を上段（ ）で別掲すること。

（申請者） 様

熊本県知事

年度生活基盤施設耐震化等補助金（水道施設関連事業）

交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました下記 1 の事業については、熊本県補助金等交付規則第 4 条の規定により下記 2 の条件を付けて金円を交付することに決定しましたので、同規則第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 補助の条件

（1）補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次のアからエのいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第 2 号様式を知事に提出し承認を受けなければならない。

ア 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

a 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

b 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

c 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

イ 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあつては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の 30%以上の増減が生じた場合

ウ 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合

a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の 30%を超える変更をしようとする場合

b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の 20%を超える変更をしようとする場合

（2）次のアからエのいずれかに該当するときは、速やかに別記第 3 号様式により知事に報告してその指示を受けなければならない。

ア 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

イ 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合

ウ 補助対象事業が災害を受けた場合

エ 工事竣工期日が 30 日以上遅延する場合

- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを知事に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 知事は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産については、規則第 2 1 条第 2 項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令 255 号)第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(以下「厚労大臣が定めた期間」という。)を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管に当たっては、次によらなければならない。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第 5 号様式による調書を作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚労大臣が定めた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚労大臣が定めた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(申請者) 様

熊本県知事

年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)
変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました下記1の事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記2の条件を付けて 年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業) 金円(前回までの交付決定額 金 円)に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 補助の条件

(1) 補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次のアからウのいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第2号様式を知事に提出し承認を受けなければならない。

ア 事業の内容の変更であって、主要な構造物(取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設(管きよを除く。))をいう。)について、次の事項を変更しようとする場合

a 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

b 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

c 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計(変更設計を含む。)に基づく工事の程度を著しく変更するもの

イ 管きよ(構造物の附帯設備である管きよを除く。)にあつては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の30%以上の増減が生じた場合

ウ 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合

a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

(2) 次のアからエのいずれかに該当するときは、速やかに別記第3号様式により知事に報告してその指示を受けなければならない。

ア 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

イ 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合

ウ 補助対象事業が災害を受けた場合

エ 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別記第3号様式及び別記第4号様式に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを知事に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 知事は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産については、規則第21条第2項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(以下「厚労大臣が定めた期間」という。)を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管に当たっては、次によらなければならない。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第5号様式による調書を作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚労大臣が定めた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚労大臣が定めた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

別記第8号様式(第8条関係)

番 号
年 月 日

(申請者) 様

熊本県知事

年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)

変更計画承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました下記事業の変更計画
については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同
条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

別記第9号様式(第12条関係)

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

(地方公共団体の長
法人名及び代表者名)

年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)
事業実績報告について

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)事業を実施したので、関係書類を添えてその実績を報告します。

- 1 補助金精算額 金 円也
- 2 補助対象事業名
- 3 工事期間
着 工 年 月 日
完 了 年 月 日
- 4 補助申請及び計画変更申請の手續状況
(1) 補助申請 年 月 日 第 号
交付決定 年 月 日 第 号
(2) 変更計画申請 年 月 日 第 号
承 認 年 月 日 第 号
- 5 工事施工方法 別記第9号別紙(1)様式
- 6 事業費精算額調書 同(2)様式
- 7 算定基準による算定額明細書 同(3)様式
- 8 工事設計書 同(4)様式
- 9 財源調書 同(5)様式
- 10 残存物件調書 同(6)様式
- 11 添付書類
(1) 歳入歳出決算(見込)書の写し
(2) 精算設計図面(補助申請書に添付した設計図面に準じて作成すること。
ただし、補助申請時と全く同じ場合は除くことができる。)
(3) 請負及び竣工検査調書 別記第9号別紙(7)様式
(4) その他必要な参考資料

(記載上の注意)

- 1 補助事業を翌年度へ繰り越した場合にあっては「 年度(年度への繰越分)生活基盤施設耐震化等補助金の事業実績報告について」と記入すること。

2 事業実績報告書の記載に当たっては、申請時と精算時において変更のある場合は、特に様式を定めるものを除き当該変更部分の上段に（ ）書きで申請時の内容を記載すること。

3 PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別記第9号別紙（2）及び（5）様式を作成するとともに、PFI事業により取得した施設の整備に要した費用の内訳について別記第9号別紙（3）を作成し、添付すること。

また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び施設の所有権が選定事業者から移転されたことを証する書類を添付すること。ただし、年度ごとの支出計画については、申請時に添付した書類と同じ場合は省略することができる。

別記第9号別紙(1)様式
 工事施工方法(記載例)

工種別	原材料	工事施工	工事請負会社名
取水堰堤	請負	請負	〇〇会社
送水管	直営	請負	
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

(記載上の注意)

PFI事業の場合は「買取」と記入すること。

別記第9号別紙(2)様式

1 事業費精算額調書

a 種目	b 総事業費	c 寄附金その他の収入額	d 単独事業費	e 差引額 b-c又は b-dのいずれか少ない額	f 算定基準による算定額	g 補助基本額	h 補助所要額	i 仕入れに係る消費税等相当額	J 要補助金	k 補助金受入額及び受入れ予定額	l 差引補助金過不足額
本工事費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
用地費及び補償費											
調査費											
事務費											
その他											
合計											

(記載上の注意)

- 「種目」欄から「要補助金」欄までの記載上の注意は申請書様式の記載上の注意と同様である。
- 「補助金受入額及び受入予定額」欄には、本事業実績報告までの交付を受けた補助金の受入済額と受入予定額の合計を記入すること。

2 水道施設等耐震化事業緊急時給水拠点確保等事業のうち基幹水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業に限る。)精算額調書

a 種目	b 総事業費	c 寄附金その他の収入額	d 単独事業費	e 差引額 b-c又は b-dのいずれか少ない額	f 基準事業費	g 選定額 e又はfのいずれか少ない額	h 補助所要額	i 仕入れに係る消費税等相当額	J 要補助金	k 補助金受入額及び受入れ予定額	l 差引補助金過不足額
本工事費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
用地費及び補償費											
その他											
合計											

(記載上の注意)

- 「種目」欄から「要補助金」欄までの記載上の注意は、申請書様式の記載上の注意と同様である。
- 「補助金受入額及び受入予定額」欄には、本事業実績報告までに交付を受けた補助金の受入済額及び受入予定額の合計を記入すること。
- 種目「その他」欄には、調査費、事務費及び別表第2に定める以外の事業費(例えば建設利息等)を記入すること。

別記第9号別紙(3)様式

算定基準による算定額明細書

(水道施設等耐震化事業(生活基盤近代化事業増補改良のうち放射線量の確認を行うための分析機器整備事業及び緊急時給水拠点確保等事業のうち基盤水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業))・水道事業運営基盤強化推進等事業(水道水源自動監視施設等整備事業のうち水道水源自動監視施設整備費)を除く。)

1 工事費総括書

費目	種目別	施設別	単位	算定基準による算定額				備考
				申請時		精算時		
				数量	金額	数量	金額	
工事費	本工事費 (含附帯工事費)	直接工事費 共通仮設費 (純工事費) 現場管理費 (工事原価) 一般管理費		円		円		
事務費計	用地費及び補償費 調査費 工事雑費							

2 本工事費用訳書(記載例)

費目	種目別	施設別	工種別	形状寸法等	単位	算定基準による算定額		備考
						精算時		
						数量	金額	
工事費	本工事費 (含附帯工事費)	取水施設	さく井工	200mm、L=80m	本 ² m		円	
			取水ポンプ室築造工	RC造	台			
			取水ポンプ設備工	〇〇型、Q=〇L/分				
			〇〇〇	W L H				
		浄水施設	着水井築造工	RC造(〇m×〇m×〇m)	池			
			凝集池築造工	RC造(〇m×〇m×〇m)	”			
			薬注設備工		式			
			混和池築造工	RC造(〇m×〇m×〇m)	池			
			薬品混和設備工	〇〇ミキサー	式			
			受変電設備工		”			
			計装設備工		式			
			〇〇〇					
			敷地造成工		m ²			
			場内配管工	DCIP 200mm	m			
			〇〇〇					
		送水施設	送水管布設工	SP 1500mmシールド SP 1000mm推進 DCIP 600mm開削	m ” ”			
			水管橋下部工		式			
			水管橋上部工	逆三角トラス、3桁	m			
			加圧ポンプ室築造工	RC造	m ²			
			加圧ポンプ設備工	〇〇型、Q=〇L/分	台			
			〇〇〇					
		配水施設	配水池	RC造	池			
			配水管布設工	DCIP 400mm開削	m			
		(直接工事費)						
	共通仮設費	運搬費						
		準備費						
		仮設費						
		〇〇〇						
		安全費						
		計						
合計	(純工事費) 現場管理費 (工事原価) 一般管理費 計							

(記載上の注意)

- 1 本表は、工事発注単位ごとに工事の名称を付して当該年度に交付対象となる工事費について記載すること。
- 2 「施設別」欄には、貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設の別と共通仮設費、現場管理費、一般管理費の別を記載すること。
- 3 「工種別」欄には、工事の種別を記載すること。
- 4 「形状寸法等」欄には、構造、材質、型式、形状寸法等を記載すること。

- 5 「算定基準による算定額」欄には、交付金取扱要領別表第5に定める算定基準により算定した額を記載すること。
- 6 特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金又はこれに準ずる多目的ダム等の負担金若しくは分担金については、「工種別」欄に「〇〇ダム負担金」等と記載し、「協定書等」を添付すること。
- 7 直営で施工する場合又は資材を支給して工事を施工する場合には、その旨「備考」欄に記載すること。
- 8 他に汎用されている代替工法の存在する場合又は特殊な工法によって施工する場合には、採用予定工法に関する説明資料及び工法を選定した経緯を示す資料を添付すること。

3 用地費及び補償費内訳（記載例）

種 別	施 設 別	対象物件	単 位	精 算 時			備 考
				数 量	単 価	金 額	
用地取得費	〇〇浄水場用地	水 田			円	円	
区分地上権	配水池用地	山 林					
用地使用費	送水管路用地	"					
補償費	送水管布設仮設道路	宅 地					
	〇〇配水池	立木（杉）					
計	〇〇〇〇〇						

（添付書類）

用地売買契約書、補償契約書等

4 調査費内訳（記載例）

施 設 別	工 種 別	形 状 寸 法 等	単 位	算定基準による算定額		備 考
				精 算 時		
				数 量	金 額	
貯水施設	〇〇ダム地質調査	ボーリング	本		円	
	〇〇ダムサイド測量		m ²			
	工事用道路測量		m			
取水施設	〇〇ポンプ場実施設計		式			
導水施設	導水トンネル路線測量		m			
浄水施設	〇〇浄水場測量		m ²			
	〇〇浄水場実施設計	沈澱池・ろ過池	式			
送水施設	送水管路線測量	〇〇地区	m			
	送水管路線実施設計	〇〇地区	式			
配水施設	配水池地質調査	(DCIP、600mm)	"			
計						

（記載上の注意）

本表は、調査の名称を付して、当該年度に補助の対象となる調査費全体について記載すること。

5 工事雑費内訳

細 目	種 別	単 位	精 算 時			備 考
			数 量	単 価	金 額	
				円	円	
計						

6 事務費内訳

細 目	種 別	単 位	精 算 時			備 考
			数 量	単 価	金 額	
				円	円	
計						

算定基準による算定額明細書

（水道施設等耐震化事業（生活基盤近代化事業増補改良のうち放射線量の確認を行うための分析機器整備事業）・水道事業運営基盤強化推進等事業（水道水源自動監視施設等整備事業のうち水道水源自動監視施設整備費）の場合）

- 1 施設名称
- 2 所在地
- 3 共同（参画）事業者名
- 4 精算内訳

品 名	規 格	単 位	精 算 時			備 考
			数 量	単 価	金 額	
				円	円	
計						

別記第9号別紙(4)様式

工事設計書(記載例)

〇〇工事設計書

1 工事計画概要

本浄水池は、容量 立方メートル、一日最大配水量の〇時間分あたり、縦 メートル、横 メートル、深さ メートル(有効水深)の鉄筋コンクリート造りで、中に隔壁を設け、土覆い メートルのものである。

工 種	名 称	形状寸法	単 位	精 算 時			備 考
				数 量	単 価	金 額	
浄水池構造	掘 さ く 工				円	円	
	基 礎 栗 石 工						
	コンクリート工						
	型 枠 工						
	〇 〇 〇						
	合 計						

(記載上の注意)

PFI事業の場合は、備考欄に「PFI事業」と記入すること。

別記第9号別紙(5)

財源調書

総 事 業 費	財 源 内 訳					
	補助金	其他都道府県補助金	起 債 額	企業会計特別会計	一 般 会 計	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

申請書様式の記載上の注意と同様である。

別記第9号別紙(6)様式

残存物件調書

原 材 料		購入量	単 位	使 用 数 量			残 余 材 料 (手持分を除く)			評 価 額 算定方法	備 考
品 名	形状寸法			購入分	手持分	計	数 量	評 価 額			
		単 価	金 額								

(記載上の注意)

- 1 本表は、工事において残材を生じた場合に作成すること。
- 2 工事を請負により施行した場合及びPFI事業の場合は作成する必要はない。ただし、資材を請負業者に支給する場合は記入すること。

別記第9号別紙(7)様式

請負及び竣工検査調書

請負工事名	施工場所	形状寸法等	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	契 約 年 月 日 着 工 年 月 日 竣 工 年 月 日	竣 工 検 査		契 約 方 式	備 考
								検 査 年 月 日	検 査 員 職・氏 名		
第 工区 水道管路 布設工事	市 町 x 丁目	配水管DPI 50~150	m	(100,000) 150,000	(99,000) 140,000		年 月 日 年 月 日 年 月 日	年 月 日		一般競争 入札	

(記載上の注意)

- 1 請負契約書に基づき1契約毎に記載する。
- 2 請負契約に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を()書きで上段に記載すること。
- 3 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
- 4 形状寸法等の欄には、工種毎の主要な設備、管路の概況について記載すること。
- 5 PFI事業の場合も、この表に準じて作成すること。また、契約方式欄に「PFI事業」と記入すること。

熊本県知事 様

(地方公共団体の長
法人名及び代表者名)

年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)事業年度終了実績の報告について

年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた標記について、別表のとおり報告します。

別表

補助対象 事業名	交 付 決 定 の 内 容			年 度 内 遂 行 実 績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘 要
	事業費	補 助 基本額	補助金額	事業費 支払実績 (見込)額	事業 進捗率	補助金 受入額	事業費	補助金額	着手年月	完了予 定年月	
	円	円	円	円	%	円	円	円			

別記第11号様式(第13条関係)

番 号
年 月 日

(申請者) 様

熊本県知事

年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)

交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました下記1の事業については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記2のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1 補助対象事業名

2 交付確定額 金 円
交付決定額 金 円

別記第12号様式(第14条関係)

年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)

交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました 年度
生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)として、下記の金額を交付されるよう
熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 _____ 円

補助対象事業名		
口座 振替 払	金融機関名	銀行 支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	

年 月 日

補助事業者 住所
名称・代表者名

熊本県知事 様

別記第13号様式(第14条関係)

年度生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)

概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました 年度
生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設関連事業)のうち、下記の金額を交付されるよ
う熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 _____ 円

補助対象事業名		
口座 振 替 払	金融機関名	銀行 支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	

概算払いが必要な理由

年 月 日

補助事業者 住所
名称・代表者名

熊本県知事 様

別記第 1 4 号様式 (第 1 5 条関係)

番 号

年 月 日

熊本県知事 様

(地方公共団体の長
法人名及び代表者名)

年度生活基盤施設耐震化等補助金 (水道施設関連事業)
仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった生活基盤施設耐震化等補助金 (水道施設関連事業) について、
次のとおり報告します。

1 補助対象事業名 :

2 熊本県補助金等交付規則第 14 条に基づく確定額又は事業実績報告額

金 円

3 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

5 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

6 添付書類

記載内容を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を
確認できる資料) を添付する。